

令和6年第1回（3月）定例会

議案説明

令和6年2月22日

（令和6年度関係）

(令和6年度関係)

議案番号	件名	ページ
議案第11号	令和6年度山陽小野田市一般会計予算について	1
議案第12号	令和6年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について	3
議案第13号	令和6年度山陽小野田市国民健康保険特別会計予算について	4
議案第14号	令和6年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について	4
議案第15号	令和6年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算について	4
議案第16号	令和6年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について	5
議案第17号	令和6年度山陽小野田市病院事業会計予算について	5
議案第18号	令和6年度山陽小野田市水道事業会計予算について	6
議案第19号	令和6年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について	6
議案第20号	令和6年度山陽小野田市下水道事業会計予算について	7
議案第21号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	7
議案第22号	山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第23号	山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第24号	山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第25号	山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第26号	山陽小野田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9

(令和6年度関係)

議案番号	件名	ページ
議案第27号	山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第28号	山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第29号	山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第30号	山陽小野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第31号	山陽小野田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第32号	山陽小野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第33号	山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第34号	山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第35号	山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第36号	山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第37号	漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	12
議案第38号	山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第39号	山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第40号	山陽小野田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第41号	山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第42号	山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について	13

引き続きまして、諸議案について順次御説明いたします。

議案第 11 号から議案第 20 号までは、令和 6 年度の当初予算であります。

議案第 11 号は、一般会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 326 億 5,700 万円で、前年度当初予算に比べて 3.8%、11 億 9,400 万円の増額となりました。

それでは、各項目の主な事項につきまして、款を追ってその概要を御説明申し上げます。

まず、歳入について、市税については、固定資産税では、企業の設備投資による償却資産の増に加えて、新築家屋の増が見込まれることから、前年度と比較して 0.9%の増を見込んでおりますが、市民税では、定額減税の影響による個人市民税の減が見込まれることから、前年度と比較して 8.6%の減を見込み、市税全体で、2.4%減の 99 億 8,589 万 6,000 円を計上しております。

次に、地方譲与税から環境性能割交付金までは、それぞれ実績と国の指標等を勘案した上で計上しております。

次に、地方特例交付金については、個人市民税の定額減税による減収を補填するために交付される定額減税減収補填特例交付金の増を見込んでおり、363.0%増の 3 億 2,870 万円を計上しております。

次に、地方交付税については、普通交付税では、公立大学経費の増などに伴い、基準財政需要額の増加が見込まれることに加え、臨時財政対策債への振替額の減などから、6.7%増の 79 億 2,000 万円、特別交付税では、実績と国の指標等を勘案した上で 7 億円を見込み、全体で 6.8%増の 86 億 2,000 万円を計上しております。

次に、交通安全対策特別交付金は、実績を勘案した上で 550 万円を計上しております。

次に、分担金及び負担金については、7.7%増の 1 億 7,461 万 7,000 円、使用料及び手数料は、6.4%減の 3 億 8,592 万 4,000 円を計上しております。

次に、国庫支出金は、自立支援給付費や子どものための教育・保育給付交付金の増などがあるものの、就学前教育・保育施設整備交付金の皆減や社会資本

整備総合交付金の減などにより、全体では 1.3%減の 38 億 3,467 万 9,000 円を計上しております。

また、県支出金については、後期高齢者医療保険基盤安定費や自立支援給付費の増などがあるものの、地域水産物供給基盤整備事業補助金の減や県議会議員選挙事務費の皆減などにより、全体では 0.7%減の 19 億 1,405 万 1,000 円を計上しております。

財産収入は、41.7%増の 3,143 万 5,000 円を計上し、寄附金は、ふるさと寄附金の増により、37.8%増の 1 億 8,600 万円を計上しております。

次に、繰入金については、減債基金繰入金やふるさと支援基金繰入金の減などがあるものの、退職手当基金繰入金の皆増や財政調整基金繰入金の増などにより、全体で 26.6%増の 23 億 3,842 万 1,000 円を計上しております。

また、繰越金は、前年度と同額の 3,000 万円を計上し、諸収入については、デジタル基盤改革支援補助金の増や小型自動車競走事業収入の皆増などにより、22.8%増の 9 億 9,067 万 7,000 円を計上しております。

最後に、市債については、庁舎整備事業債や防災設備整備事業債の減などがあるものの、保育所施設整備事業債や大学整備事業債の増などにより、全体で 2.1%増の 19 億 3,760 万円を計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

まず、議会費では、0.6%減の 2 億 3,732 万 6,000 円を計上し、総務費では、本庁舎改修事業費や防災費の減などがあるものの、退職手当や公立大学運営費交付金の増などにより、全体で 8.0%増の 67 億 746 万 5,000 円を計上しております。

次に、民生費では、認定こども園施設整備補助金の皆減や介護保険特別会計繰出金の減などがあるものの、小野田地区保育所整備事業費、自立支援給付費やのぞみ園整備事業費の増などにより、7.5%増の 118 億 3,992 万 2,000 円を計上し、衛生費では、予防接種費の減や新型コロナウイルス対策費の皆減はあるものの、一般廃棄物処理事業費や水道事業出資金の増などにより、4.2%増の 27 億 896 万 2,000 円を計上しております。

続いて、労働費では、地域職業相談室管理事業費の増などにより、40.9%増の 5,906 万 3,000 円を計上し、農林水産業費では、西の浜排水機場改修事業費

の増はあるものの、埴生漁港改修事業費や農地中間管理事業費の減などにより、1.1%減の5億6,533万9,000円を計上しております。

また、商工費では、小野田・楠企業団地に係る用地取得奨励金や同団地のインフラ等整備事業費の増などにより、37.1%増の8億919万7,000円を計上し、土木費では、小野田港港湾整備事業費の増や糸根公園整備事業費の皆増などがあるものの、公共下水道事業出資金や市営住宅の改修・解体事業費の減などにより、12.8%減の24億1,161万3,000円を計上しております。

消防費では、宇部・山陽小野田消防組合費分担金や山陽消防署埴生出張所整備事業費の増などにより、6.4%増の14億7,338万1,000円を計上しております。

また、教育費では歴史民俗資料館エレベーター更新事業費の皆減や山下記念館解体事業費の減などがあるものの、中央図書館照明器具LED化改修事業費や学校給食に係る賄材料費の増などにより、6.1%増の21億6,187万7,000円を計上しております。

続いて、災害復旧費では、児童福祉施設等災害復旧費や公共土木施設災害復旧費の皆増などにより、38,995.0%増の3,909万5,000円を計上し、公債費では、小野田地区保育所整備事業に係る繰上償還の皆減や合併特例債を活用した事業の償還が進んだことに伴う元金償還金の減などにより、9.3%減の35億9,376万円を計上し、予備費では、前年度同額の5,000万円を計上しております。

最後に、債務負担行為として、住民情報系通信機器更新事業ほか11件を設定し、地方債として、地方債の借入限度額などを設定しております。

議案第12号は、駐車場事業特別会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ6,686万6,000円となり、前年度当初予算に比べて43.3%、2,021万8,000円の増額となりました。

歳出については、駐車場事業費では、駐車場維持管理に関する経費など967万1,000円を計上し、予備費では5,719万5,000円を計上しております。

これに要する財源としては、使用料2,212万4,000円、繰越金4,470万円、諸収入4万2,000円を充てることとしております。

議案第 13 号は、国民健康保険特別会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 71 億 3,146 万円となり、前年度当初予算に比べて 0.7%、4,905 万 3,000 円の増額となりました。

歳出については、保険給付費では、療養諸費、高額療養費等の実績を勘案し、53 億 3,736 万 5,000 円を計上しています。また、総務費 1 億 2,896 万 9,000 円、国民健康保険事業費納付金 15 億 4,689 万 9,000 円、保健事業費 8,789 万 7,000 円などを計上しております。

これに要する財源としては、国民健康保険料 8 億 8,325 万 9,000 円、県支出金 54 億 1,994 万 8,000 円、一般会計繰入金 5 億 6,099 万 9,000 円、国民健康保険基金繰入金 2 億 4,922 万 2,000 円などを充てることとしております。

議案第 14 号は、介護保険特別会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 66 億 9,783 万 5,000 円となり、前年度当初予算に比べて 0.7%、4,500 万 1,000 円の減額となりました。

歳出については、保険給付費では、実績等を勘案して、61 億 8,989 万 4,000 円を計上しております。また、総務費 1 億 2,904 万 1,000 円、地域支援事業費 3 億 7,657 万 3,000 円などを計上しております。

これに要する財源としては、介護保険料 12 億 1,956 万 7,000 円、国庫支出金 15 億 6,498 万 3,000 円、支払基金交付金 17 億 2,208 万 8,000 円、県支出金 9 億 2,915 万 7,000 円、一般会計繰入金 10 億 5,571 万 5,000 円、介護給付費準備基金繰入金 1 億 8,000 万円などを充てることとしております。

議案第 15 号は、後期高齢者医療特別会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 13 億 8,717 万 5,000 円となり、前年度当初予算に比べて 15.0%、1 億 8,143 万円の増額となりました。

歳出については、総務費 2,498 万 1,000 円、後期高齢者医療広域連合への納付金 13 億 6,006 万 9,000 円などを計上しております。

これに要する財源としては、後期高齢者医療保険料 10 億 2,151 万 4,000 円、一般会計繰入金 3 億 6,334 万 7,000 円などを充てることとしております。

議案第 16 号は、小型自動車競走事業特別会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 261 億 9,000 万 4,000 円となり、令和 6 年度は、開催日数の増加などに伴う売上の増額が見込まれるため、前年度当初予算に比べて 2.8%、7 億 2,412 万 8,000 円の増額となりました。

令和 6 年度の本場の開催日数は、通常開催は年間 64 日、ミッドナイトレースは年間 85 日、受託場外発売日数を含めた総営業日数については年間 342 日を予定しております。

歳出については、競走事業費 260 億 3,980 万 4,000 円、公債費 20 万円、繰入金 7,000 万円、予備費 8,000 万円を計上しております。

これに要する財源としては、競走事業収入 261 億 6,094 万 3,000 円、繰入金 2,905 万 1,000 円、諸収入 1 万円を充てることとしております。

議案第 17 号は、病院事業会計予算であります。

まず、収益的収支の収入では、病院事業収益を 50 億 100 万 5,000 円としております。このうち医業収益は、入院収益、外来収益、その他医業収益で 45 億 6,183 万 4,000 円、医業外収益は他会計補助金、他会計繰入金、長期前受金戻入、資本費繰入収益等で 4 億 968 万 5,000 円、訪問看護ステーション事業収益は 2,945 万 6,000 円、特別利益は 3 万円を計上しております。支出では、病院事業費用を 52 億 229 万 6,000 円としております。このうち医業費用は給与費、材料費、経費、減価償却費等で 49 億 1,753 万 4,000 円、医業外費用は、支払利息、雑支出等で 2 億 4,762 万 1,000 円、訪問看護ステーション事業費用は 3,313 万 1,000 円、特別損失は 101 万円、予備費は 300 万円を計上しております。

この結果、税処理後の損益計算では 8,649 万 3,000 円の単年度純損失を見込んでおります。

次に、資本的収支の収入では、企業債、他会計負担金、寄附金で 2 億 4,381 万 5,000 円としております。支出では、医療機器更新等の建設改良費、企業債償還金で 4 億 7,332 万 1,000 円を計上しております。

この結果、2 億 2,950 万 6,000 円の差引不足額が見込まれますが、内部留保資金等で補填することとしております。

議案第 18 号は、水道事業会計予算であります。

まず、業務の予定量のうち、年間有収水量については 689 万 1,304 立方メートルとし、主要な建設改良事業については、浄水施設整備や配水管の更新工事を予定しております。

次に、収益的収支の予定額については、収入では、給水収益を料金改定により前年度比 1 億 3,825 万 4,000 円増の 15 億 3,294 万円を計上し、負担金・補助金、長期前受金戻入^{ちようき}を含め、収入総額として前年度比 1 億 4,223 万 6,000 円増の 16 億 3,854 万円を計上しております。支出では、動力費、消費税等の減があるものの、修繕費、委託料、資産減耗費等の増により前年度比 3,140 万 8,000 円増の 14 億 4,701 万 4,000 円を計上しております。

この結果、税処理後の損益計算では、1 億 1,224 万 4,000 円の単年度純利益を見込んでおります。

次に、資本的収支の予定額については、収入では、料金改定の激変緩和措置による財源不足への支援として一般会計からの経営基盤強化出資金 7,000 万円を計上し、企業債、工事負担金等を含めた収入総額は、前年度比 955 万 3,000 円増の 4 億 5,910 万 1,000 円を計上しております。

支出では、建設改良費を前年度比 2 億 6,165 万 9,000 円増の 8 億 7,140 万 8,000 円を計上し、償還金、予備費を含めての支出総額として前年度比 2 億 5,432 万 6,000 円増の 12 億 4,605 万 5,000 円を計上しております。

この結果、7 億 8,695 万 4,000 円の差引不足額が見込まれますが、損益勘定留保資金等に加え、積立金を 3 億 1,109 万 8,000 円取り崩して補填することとしております。

議案第 19 号は、工業用水道事業会計予算であります。

まず、業務の予定量については、3 事業所に 850 万 4,500 立方メートルの配水を予定しております。

次に、収益的収支の予定額については、収入では、前年度比 80 万 5 千円減の 2 億 8,455 万 9,000 円を計上しております。支出では、動力費等の減により、前年度比 899 万 1,000 円減の 2 億 6,150 万 5,000 円を計上しております。

この結果、税処理後の損益計算では、2,405万4,000円の単年度純利益を見込んでおります。

次に、資本的収支の予定額については、収入はなく、支出において、建設改良費及び償還金で支出総額として前年度比301万5,000円減の1,645万9,000円を計上しております。

企業債等の収入がないことから、支出全額が収支不足として補填すべき額となりますが、その不足額1,645万9,000円は、損益勘定留保資金等に加え、積立金を1,445万9,000円取り崩して補填することとしております。

議案第20号は、下水道事業会計予算であります。

まず、業務の予定量については、水洗化戸数を1万5,371戸、年間総処理水量を415万5,833立方メートルと見込んでおります。主要な建設改良事業としては、下水道事業の概成に向け管渠整備を進めるとともに、処理場・ポンプ場の長寿命化工事を予定しております。また、し尿受入施設整備事業を引き続き行うとともに、高千帆地区浸水対策事業に取り組みます。

次に、収益的収入及び支出の予定額については、収入の下水道事業収益は、一般会計負担金の増加などにより前年度比7,484万5,000円増の20億249万1,000円としております。支出の下水道事業費用は、令和5年度取得資産の増に伴う減価償却費の増などにより前年度比7,382万円増の19億5,039万9,000円としております。

この結果、税処理後の損益計算では、単年度純損益は発生しておりません。

次に、資本的収入及び支出の予定額については、収入の資本的収入は、他会計出資金の減などにより前年度比9,379万3,000円減の15億7,817万5,000円としております。支出の資本的支出は、企業債償還金の減などにより前年度比6,954万円減の23億9,673万円としております。

この結果、8億1,855万5,000円の差引不足額が見込まれますが、損益勘定留保資金等により補填することとしております。

議案第21号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定であります。

これは、地方自治法の一部改正に伴い、山陽小野田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、山陽小野田市下水道事業の設置等に関する条例及び山陽小野田市病院事業の設置等に関する条例で引用している地方自治法の条に条ずれが生じることから、所要の改正を行うものであります。

議案第 22 号は、山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正であります。

これは、昨年で開催した特別職報酬等審議会において、「議員には調査研究を行い、政策立案や執行部の事業監視等ができる能力がより一層求められるため、この調査研究等を、より活発・精力的に活動できるよう、活動に要する経費の一部として支給される政務活動費の拡充を検討されたい。」との附帯意見が付されたことを受けて、政務活動費の額を改定するものです。改定額は人口規模の近い県内他市との均衡を逸しない範囲で引き上げることが妥当とし、月額 12,000 円とするものであります。

議案第 23 号は、山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正であります。

これは、昨年で開催した特別職報酬等審議会の答申において、「市議会議員の業務が地方分権の進展により高度化・専門化し、その活動範囲も広範囲に及んできていることや専門的な知識も必要になってきていること、また、若者を含めた高い志を持った人材が議員となり、議員活動に専念できる環境が確保し得るよう、活動の対価にふさわしい報酬額であることが必要である。また、議員報酬は 20 年以上に渡り据え置き状況にあり、現在の市議会議員の活動状況等を鑑みれば、報酬の額を引き上げることが妥当であると判断する。増額後の報酬の額については、人口規模の近い県内他市との均衡を逸しない範囲で報酬の額を引き上げることが妥当である。」とし、引き上げ後の額が示されたことから、答申に沿って改定を行うものであります。

議案第 24 号は、山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正であります。

これは、昨年で開催した特別職報酬等審議会において、「市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額については、合併当初から現在まで給料の減額措置を継続してきているが、本来、この減額措置は合併当初の危機的な財政状況を乗り切るための一時的な措置である。令和元年度に開催した当審議会において、減額措置を廃止することが妥当である答申を出しており、令和 2 年度以降は、市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者以外の特別職の減額措置は廃止となっていることから、自主的に実施されている減額措置のあり方について、再度検討されたい。」との附帯意見が付されたことを受けて、本市の財政状況や社会情勢等を踏まえて慎重に判断をした結果、当該減額措置を廃止するものであります。

議案第 25 号は、山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正であります。

これは、地方自治法の一部改正により、令和 6 年度から会計年度任用職員に対しても勤勉手当の支給が可能になることに伴い、所要の改正を行うものであります。勤勉手当の支給率は正規職員と同様となり、年間 2.05 月となります。

議案第 26 号は、山陽小野田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正であります。

これは、被災地に職員を派遣した場合に、国においては特殊勤務手当として災害応急作業等手当が規定されており、従来この手当は危険地域で応急作業を行う場合を想定しているものですが、能登半島での災害を受けて、市町村が職員を派遣し、罹災証明の発行やそのための調査を行う場合なども災害応急作業等手当の対象となる旨の通知が国から発信されたことを受けて、本市においても災害応急作業等手当を規定するものです。

また、令和 6 年度から環境衛生センターの収集業務を一部委託することを受けて、環境衛生センターの会計年度任用職員をパートタイム化することに伴い、汚物の収集及び運搬処理並びに消毒作業に従事した職員に対して支給される衛生現業手当について、若干勤務時間が短くなることにより、支給額が半額となることを防ぐため、勤務時間の支給要件を改正するとともに、現在は支給対象

者がいない交代制勤務手当を廃止するものであります。

議案第 27 号は、山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正であります。

これは一般職の職員の給与に関する法律が改定され、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額が改正されることに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第 28 号は、山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部改正であります。

これは、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、条ずれの修正等の所要の改正を行うものであります。

議案第 29 号は、山陽小野田市介護保険条例の一部改正であります。

これは、第 9 期介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

第 9 期の介護保険料については、国が定める標準段階及び標準乗率に合わせる形で、第 8 期の 11 段階から 13 段階に多段階化することにしておりますが、介護保険料基準額は、今後の認定者の推移やサービス見込み量等を勘案し、介護給付費準備基金を活用した中で、第 8 期と同額の月額 5,500 円としております。

議案第 30 号は、山陽小野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正であります。

これは、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、身体的拘束の適正化等の所要の改正を行うものであります。

議案第 31 号は、山陽小野田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に

関する基準を定める条例の一部改正であります。

これは、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、身体的拘束等の適正化等の所要の改正を行うものであります。

議案第 32 号は、山陽小野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正であります。

これは、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、管理者の兼務範囲の明確化等の所要の改正を行うものであります。

議案第 33 号は、山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

これは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、管理者の兼務範囲の明確化等の所要の改正を行うものであります。

議案第 34 号は、山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

これは、こども家庭庁設置法が施行されたことにより、内閣府令の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が一部改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 35 号は、山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

これは、こども家庭庁設置法が施行されたことにより、内閣府令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 36 号は、山陽小野田市国民健康保険条例の一部改正であります。

これは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、令和 6 年度以後の保険料について、賦課限度額及び低所得者に係る被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に関する判定所得基準を引き上げるものです。

また、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和 6 年 4 月に退職者医療制度が廃止されることを踏まえて、関係規定の削除等、所要の改正を行うものであります。

議案第 37 号は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定であります。

これは、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部改正に伴い、山陽小野田市漁港管理条例、山陽小野田市漁港区域占用料等徴収条例及び山陽小野田市風致地区内における建築等の規制に関する条例中の字句の修正等、所要の改正を行うものであります。

議案第 38 号は、山陽小野田市手数料徴収条例の一部改正であります。

これは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の名称が改正されたことに伴い、山陽小野田市手数料徴収条例で引用している法律の名称を改正するものであります。

議案第 39 号は、山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例の一部改正であります。これは、令和 5 年 12 月市議会定例会において、山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定が可決され、令和 6 年 4 月 1 日から大学推進室の所管事務が企画部企画課に移管されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 40 号は、山陽小野田市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正であります。

これは、地方自治法の一部改正に伴い、引用している地方自治法の条に条ずれが生じることから所要の改正を行うとともに、給水区域の範囲をより分かりやすく明確にするため、給水区域の表記の変更を行うものであります。

議案第 41 号は、山陽小野田市水道事業給水条例の一部改正であります。

これは、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行により、厚生労働省が所管している水道整備や管理行政の一部が国土交通省に移管されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 42 号は、山口県^{しちょう}市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更であります。

これは、令和 6 年 4 月 1 日から、山口県^{しちょう}市町総合事務組合の公平委員会事務及び行政不服審査会事務を共同処理する団体に萩・長門清掃一部事務組合を加えること、並びにこれに伴い山口県^{しちょう}市町総合事務組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。